答案練習会 過去問Ｂゼミ
2025 年 3 月 19 日
弁護士　佐竹勇祐

# 論文式試験問題

# （令和６年度予備試験・民法）

答案練習会 過去問Ｂゼミ
2025 年 3 月 19 日
弁護士　佐竹勇祐

［民　法］

次の文章を読んで、後記の〔設問１⑴・⑵〕及び〔設問２⑴・⑵〕に答えなさい。

解答に当たっては、文中において特定されている日時にかかわらず、令和６年１月１日現在において施行されている法令に基づいて答えなさい。なお、民法以外の法令の適用について検討する必要はない。

【事実Ⅰ】

１．Ａが機関長として搭乗するタンカー甲は、令和３年４月１日、太平洋上で消息を絶った。令和４年６月２２日、甲の船体の一部が洋上を漂流しているところを発見され、調査の結果、甲は、令和３年４月１日未明に発生した船舶火災によって沈没したことが明らかになった。同じ頃、甲の乗組員数名の遺体及び所持品の一部が発見されたが、Ａの遺体は含まれていなかった。

２．Ａの推定相続人は、子Ｂ及び子Ｃである。Ａは、乙土地（時価２０００万円相当）を所有しているが、そのほかに見るべき財産はない。

３．令和４年６月２３日、Ｂは、Ａについて管轄の家庭裁判所に失踪の宣告を請求し、同年８月１日、失踪の宣告がされた。

【事実Ⅱ】

前記【事実Ⅰ】の１から３までに加えて、以下の事実があった。

４．Ａは、平成３０年４月１日、以下の内容の自筆証書遺言に係る同日付遺言書（以下「本件遺言書」という。）を適法に作成し、封筒に入れて厳封した上で、自室の机の引出しに入れておいた。

⑴　乙土地をＣに相続させる。

⑵　前項に記載以外の財産は、各相続人の法定相続分に従って相続させる。

５．令和４年８月２４日、Ｂは、遺産分割協議書等の必要な書類を偽造して、乙土地について相続を原因とする自己への所有権移転登記手続をした。その上で、Ｂは、Ｄに対して、 同月２５日、乙土地を代金２０００万円で売り渡し、その旨の登記がされた。Ｄは、現在も乙土地を占有している。

６．令和４年８月３０日、ＣがＡの部屋を片付けていたところ、机の引出しから本件遺言書を発見し、これを管轄の家庭裁判所に提出して検認を請求し、同年９月１４日、適法に検認が行われた。

〔設問１⑴〕

【事実Ⅰ】及び【事実Ⅱ】（１から６まで）を前提として、 Ｃは、Ｄに対して、所有権に基づき、乙土地の明渡しを請求した。Ｄからの反論にも言及しつつ、Ｃの請求が認められるかについて論じなさい。

【事実Ⅲ】

前記【事実Ⅰ】の１から３までに加えて、以下の事実があった（前記【事実Ⅱ】の４から６までは存在しなかったものとする。）。

７．Ａは甲の沈没後に外国漁船によって救出されていたが、諸般の事情から帰国できないでいた。Ａは、令和４年８月５日頃、Ｂに電話をして無事を伝えたが、Ｂは、Ａの滞在する地域の情勢等から帰国は困難であると判断し、友人Ｆに、Ａは生存しているものの帰国は困難であることを伝え、その財産の処分について相談したほかは、この事実を誰にも話さずに秘匿していた。Ａの滞在する地域は外国との通信が厳しく制限されており、前記の電話のほかにＡの生存を伝えるものはなかった。

８．令和４年８月２４日、Ｃは、適法に相続放棄の申述を行った。同月２５日、乙土地について、相続を原因とするＡからＢへの所有権移転登記がされた。同年１０月２０日、Ｂは、Ａの生存を知らない不動産業者Ｅに対して、代金２０００万円で乙土地を売り渡し、その旨の登記がされた。その際、Ｂは、Ｅに対して、「ひょっとしたら１年後くらいに１割増しで買い戻すかもしれないので、その間は他の人に処分しないでほしい。」と申し向けていた。

９．令和５年６月１９日、Ｅは、Ｆから「Ｂから乙土地の買戻しの話は聞いていると思うが、今のところ、Ｂには十分な資金がない。そこで、Ｂと話し合った上で、私が乙土地を購入することになった。」と聞き、Ｂにも確認した上で、Ｆに対して、乙土地を代金２２００万円で売り渡し、その旨の登記がされた。Ｆは、現在も乙土地を占有している。

10．Ａは、令和５年６月２４日、住所地に帰来した。その後、Ａの請求を受けた管轄の家庭裁判所は、Ａの失踪の宣告を取り消した。

〔設問１(2)〕

【事実Ⅰ】及び【事実Ⅲ】（１から３まで及び７から 10 まで）を前提として、Ａは、Ｆに対して、所有権に基づき、乙土地の明渡しを請求した。Ｆの反論にも言及しつつ、Ａの請求が認められるかについて論じなさい。

【事実Ⅳ】

11．Ｇは、令和６年３月１日、取引関係にあるＨに対する５００万円の支払債務を弁済する目的で、取引銀行であるＩ銀行に、５００万円の振込依頼をしたが、その際、振込先として、誤って、Ｋ銀行のＨ名義ではなくＪ名義の普通預金口座（以下「Ｊ名義口座」という。）を指定してしまった。Ｋ銀行は、Ｉ銀行からの振込依頼を受け、Ｋ銀行のＪ名義口座に５００万円の入金処理を行った（以下「本件誤振込み」という。）。なお、Ｊは、Ｇ及びＨとは何ら関係のない人物である。

12．Ｇは、令和６年３月７日、Ｈから入金がない旨の連絡を受け、本件誤振込みに気付いた。Ｇは、直ちにＩ銀行に連絡し、Ｊ名義口座への振込依頼は誤りであり、Ｊとの間に

振込みの原因となる関係はないので、Ｊ名義口座に入金された５００万円を戻してほしい旨申し出た。Ｉ銀行は、直ちに、Ｋ銀行に返還を求めた。

13. 一般に、銀行実務では、振込先の口座を誤って振込依頼をした振込依頼人からの申出があれば、受取人の預金口座への入金処理が完了している場合であっても、受取人の承諾を得て振込依頼前の状態に戻す、組戻しという手続が執られている。

14. 令和６年３月８日午前１０時、Ｋ銀行は、Ｊに組戻しの承諾を得ることとし、Ｋ銀行の担当者がＪに電話を架け、応答したＪに対し、Ｇからの５００万円の振込みについて、Ｇは誤振込みであるとして、組戻しを求めている旨説明し、その承諾を求めた。これに対し、Ｊは、Ｇから５００万円を振り込まれる理由は確かにすぐには思い当たらないが、よく考えたい、組戻しの承諾をするかどうかについては検討して後日連絡する旨述べた。しかし、その後、Ｊは、Ｋ銀行に連絡をすることなく、Ｋ銀行の担当者の問合せにも応じなくなった。

〔設問２(1)〕

【事実Ⅳ】（11 から 14 まで）を前提として、Ｇが、Ｊに対して５００万円の不当利得の返還を求めた場合に、その請求が認められるかについて論じなさい。なお、Ｊ名義口座からは、本件誤振込みの後、出金は行われていないものとする。

【事実Ⅴ】

前記【事実Ⅳ】の 11 から 14 までに加えて、次の事実があった。

15. 令和６年３月８日夜、Ｊは、債権者の一人である知人Ｌに対して、現金で５００万円の弁済をしていた。Ｌによると、Ｊは同日午後８時頃に、突然Ｌの自宅を訪れ、Ｌに対して負う債務の弁済が遅れたことをわび、弁済に充ててほしいと現金５００万円を置いていった。Ｌが弁済金の出所を尋ねたところ、Ｊは、自分の銀行口座に誤って振り込まれた金銭である旨を説明した。Ｌは迷ったが、結局これをＪに対して有する債権の弁済として受け取った。

16. Ｋ銀行は、【事実Ⅳ】14 のとおり、令和６年３月８日午前１０時にＪに組戻しの承諾を得るべく連絡をしていたが、Ｋ銀行の担当者は、Ｊ名義口座について取引を一時的に停止するなどの措置を採ることをしていなかった。同日午後１時、Ｊは、同口座から現金５００万円の払戻しを受けており、それにより同口座の残高は０円となっていた。同口座は、ここ数年間残高は０円であって、本件振込み及びその払戻しを除き、入出金は行われていなかった。

17. Ｇは、Ｌに対して、ＪがＬに支払った現金５００万円は本件誤振込みにより送金された５００万円を払い戻したものであるとして、不当利得返還請求権に基づき、５００万円の返還を求めた。これに対してＬは、①Ｌの利得はＪの一般財産からの弁済であるから、Ｇの損失との間には因果関係がないこと、②Ｌの利得はＪに対する債権の弁済の受

領であり、法律上の原因があることを理由として、Gの請求を拒絶した。

〔設問2(2)〕

【事実Ⅳ】及び【事実Ⅴ】(11から17)までを前提として、GのLに対する不当利得返還請求が認められるかについて、Lの反論①及び②に留意しつつ論じなさい。

# 表

| 試験科目 | 受験番号 | | | | フリガナ | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 民法 | | | | | 氏名 | |

明治大学法曹会　司法試験予備試験答案練習会
講師：弁護士　佐竹　勇祐
質問：74satake.yusuke@gmail.com
2025.3.19実施　Bゼミ民法



1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22





23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44

# 裏

（注意事項）
1　答案用紙の種類
　本答案用紙は，憲法の答案用紙です。
　行政法の答案を本用紙に記載して提出した場合には，試験時間内に申し出があった場合を除き，零点となるので，注意してください。
　なお，試験時間中に答案用紙の取違えに気付いた場合には，試験監督員の指示に従ってください。（試験時間終了後の答案用紙の取違えの申出には一切応じません。）。
2　答案用紙の取扱い
　答案用紙の取替え，追加配布はしませんので，汚したり曲げたりしないでください。

3　答案作成上の注意
(1)　答案は横書きとし，解答欄の枠内に頁数に従って書き進めてください。なお，解答欄の枠外（着色部分及びその外側の余白部分）に記載した場合には，当該部分は採点されません。
(2)　答案は，黒インクのボールペン又は万年筆（ただし，インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。）で記載することとし，これ以外で記載した場合には，無効答案として零点となります。
(3)　答案を訂正するときは，訂正部分が数行にわたる場合は斜線で,1行の場合には横線で消して，その次に書き直してください。
(4)　答案用紙の表裏を書き違えて答案を作成した場合には，表が白紙の時には「裏から記載」,それ以外の時は「裏から記載」とだけ，試験期間中に表の解答欄に記載してください。（試験時間終了後に記載することは認めません。）
(5)　答案用紙の※印の欄には何も記載しないでください。
4　その他
　解答欄に受験者の氏名又は特定人の答案であると判断される記載のある答案は無効答案として零点となります。

明治大学法曹会　司法試験予備試験答案練習会
講師：弁護士　佐竹　勇祐
質問：74satake.yusuke@gmail.com
2025.3.19実施　Bゼミ民法

民法3頁

45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66



67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88



民法4頁

ABC 過去問ゼミ　民法令和６年予備試験過去問
令和６年３月１９日　１８：００～
担当弁護士　佐竹　勇祐

【令和６年予備試験　民法　採点表】

**第１　設問１(1)**　　１１点

**１　ＣのＤに対する所有権に基づく請求**　　4

・請求の根拠
①A がもと所有であること
②失踪宣告の効力（死亡とみなされる）
③本件遺言書の効果

・本件遺言の解釈
「相続させた」の解釈

**２ Ｄの反論**　　6

・対抗要件の抗弁（権利抗弁）
899 条の１第１項の指摘
乙土地が CD 間で共有となること
共有状態の権原（249 条１項）の指摘

※・対抗要件具備による喪失の抗弁が成立しないこと（記述していれば加点とする）
Ｂの相続登記が偽造文書であり、実態関係に符合し、かつ登記義務者において登記申請を拒むことができる特段の事情がなく、登記権利者においてその登記申請を適法と信ずる正当の事由がある場合でない限り無効であること

※・再抗弁（背信的悪意者の抗弁）（記述していれば加点とする）
899 条の２第１項の「第三者」が 177 条の「第三者」と同義であること
登記がないことを主張する正当な利益を要し、登記がないことの主張が信義に反する者（背信的悪意者）は、「第三者」に当たらないこと

**３　結論**　　1

Ｃの請求が認められないこと

**第２　設問１(2)**　　１１点

**１　請求の根拠**　　5

・失踪宣告取消の効果（32 条２項本文）
・ＢＥＦが無権利であること

**２　Ｆの反論**　　5

・反論の内容（条文の指摘：32 条１項後段）
・「善意でした行為」の解釈

**３　結論**　　1

Ａの請求が認められること

**第３　設問２(1)**　　１１点

**１　ＧのＪに対する不当利得返還請求**　4

・要件の指摘
①「法律上の原因」
②「利得」
③「損失」
④②と③の「因果関係」

**２　各要件の検討**　6

**３　結論**　1

Ｃの請求が認められないこと

**第４　設問２(2)**　　１１点

**１　ＧのＬに対する不当利得返還請求**　2

・要件の指摘
①「法律上の原因」
②「利得」
③「損失」
④②と③の「因果関係」
・①と④が問題になること

**２　①と④要件の検討**　8

・因果関係
直接の因果関係だけでなく、社会通念上の連結があれば足りる（判例）
具体的事実の検討
・法律上の原因
悪意重過失の場合は適用しないこと
具体的事実の検討

**３　結論**　1

Ｌの反論が認められないこと

**第４　裁量点**　　４点

１ 設問への配分
２ 全体的な読みやすさ
３ その他

／５０点

第１　設問１(1)

１　CのDに対する所有権に基づく乙土地の明渡請求

①乙土地は、Aがもと所有していた。②Aは令和３年４月１日未明に沈没した甲に搭乗していたが、Aの遺体は発見されておらず、令和４年８月１日時点で、「船舶が沈没した後…１年間明らかでない」（30条２項）といえ、Aの子で推定相続人であることから「利害関係人」といえるBの請求により、家庭裁判所がした同日の失踪宣告（31条）によって、Aは令和３年４月１日に死亡（882条）したとみなされる。そして、③本件遺言書について、令和４年９月１４日、適法に検認が行われたことから、相続及び本件遺言書の遺言（1014条２項）（遺贈と解すべき特段の事情がない限り、遺産分割方法の指定としてされたと解する。）により、乙土地の所有権を取得した（896条、985条１項）と主張して、④Dの乙土地占有につき、乙土地の明渡を請求する。

２　Dの反論

乙土地の持分のうち２分の１を超える部分は、Cの法定相続分（900条１号）を超えるため、Cが乙土地につき登記をするまで、Dに対抗できない（899条の２第１項）と反論することが考えられる。

Aの相続人は子ＢＣ（887条１項）で法定相続分は各２分の１である（900条４号）から、乙土地は、ＢＣの共有（898条１項）となった後、DはBから令和４年８月25日の売買契約により乙土地を取得し、CとDが対抗関係となるため、Cの法定相続分を超える部分についてCが乙土地につき登記をするまでは、ＣＤの共有となる。各共有者は、自己の持分の限度で共有地を占有する権原を有する（249条１

項）以上、ＣはＤに対し、当然にはその明渡しを請求できない。

３　結論

したがって、ＣのＤに対する請求は認められない。

第２　設問１(2)

１　ＡのＦに対する請求

失踪宣告の取消しにより、Ｂは、当初からＡを相続しておらず、乙土地について無権利となる（32 条 2 項本文)。したがって、Ｂからの承継人Ｅも無権利で、その転得者Ｆも無権利であるとして、ＡはＦに対し、所有権に基づき、乙土地の明渡を請求する。

２　Ｆの反論

失踪宣告の取消しは、「善意でした行為の効力に影響を及ぼさない」（32 条１項後段）ため、ＢＥ及びＥＦ間の売買に影響を及ぼさない旨反論することが考えられる。

「善意でした行為」というためには、法律行為をした当時、当事者双方が善意であったことを要すると解する。

Ａは、令和４年８月５日頃、Ｂに電話して無事を伝え、ＢはＦに、Ａの生存を伝えた。ＥはＡの生存知らず善意であるが、同年 10 月 20 日ＢＥ間売買において、Ｂは悪意であるため、「善意でした行為」といえない。また、令和 5 年 6 月 19 日ＥＦ売買において、Ａの生存につき、Ｅは善意であるが、上述のとおりＦは、ＢからＡの生存を知らされており、悪意であるため、「善意でした行為」といえない。

３　結論

以上より、32 条１項後段は適用されず、Ａの請求が認められる。

第３　設問２⑴

１　GのJに対する不当利得返還請求の要件

G の請求が認められるためには、「法律上の原因がなく」、「他人の財産又は労務によって利益を受け」、「そのために」、「他人の損失を及ぼした」ことを要する（703 条）。

２　要件の検討

⑴　J は、G 及び H とは何ら関係のない人物で、本件誤振込は、誤った振込依頼であり、J との間に振込の原因となる関係はないから「法律上の原因」はない。

⑵　K銀行が J 名義口座に 500 万円の入金を行った後、J は組戻しの手続に承諾していないことから、 J に 500 万円の「利益」がある。

⑶　GはHへの 500 万円の支払債務を弁済する目的であったが、J 口座に 500 万円の入金処理がされ、500 万円の「損失」がある。

⑷　上記⑵の受益と上記⑶の損失は、本件誤振込によって生じているから因果関係（「そのために」）もある。

３　結論

したがって、Gの請求が認められる。

第４　設問２⑵

１　GのLに対する不当利得返還請求

前述第３の１の要件を検討すると、L は、J が置いていった現金 500 万円を受け取っており「利益」があり、前述第３の２⑷より、Gには、500 万円の「損失」がある。本件では、「因果関係」（Lの反論①）と「法律上の原因を欠く」（Lの反論②）かが問題となる。

２　Ｌの①の反論（「因果関係」）について

⑴　Ｌの「利得」は、Ｊの一般財産からの弁済であり、Ｇの「損失」と直接の因果関係はない。もっとも、703 条の「因果関係」は同条の趣旨である公平の観点から、直接の因果関係がなくとも、社会通念上の連結があれば足りると解する。

⑵　Ｊの口座は本件振込及びその払戻しを除き、ここ数年残高は０円で、Ｊが、令和６年３月８日午後１時にＪ口座から現金 500 万円の払戻しを受け、同日夜、ＪがＬに対して、現金で 500 万円の弁済をしていることからすれば、Ｌの「利益」となった 500 万円はＧの「損失」した 500 万円により弁済されていると考えられ、社会通念上連結があり、因果関係があるといえる。Ｌの①の反論は認められない。

３　Ｌの②の反論（「法律上の原因がある」）について

⑴　Ｌの「利益」は、Ｊに対する債権の弁済であり、「法律上の原因」があるともみえる。

⑵　しかし、703 条の公平の観点からすれば、受益者が騙取金であることに悪意・重過失であるときは、被受益者との関係で受益を正当化する実質的根拠がないといえ、「法律上の原因を欠く」と解する。

⑶　Ｌは、Ｊからの弁済の出所を尋ねたところ、Ｊが自分の口座に誤振込により振り込まれた金銭である旨、説明されており、騙取金であることに悪意であるため「法律上原因」を欠き、Ｌの②の反論は認められない。

４　結論

以上より、ＧのＬに対する請求は認められる。　　以　上

【解説】

（出題の趣旨）

設問１は船舶遭難者について失踪宣告がされた事案を題材として、遺言に反する相続財産の処分が行われた場合の権利関係、失踪宣告後取消前に行われた取引行為の効力について問う問題である。

設問１（１）では、失踪宣告の法的効果、「相続させる」遺言の法的性格等についての理解を前提として、法定相続分を超える部分については登記がなければ第三者に対抗することができないとの規律（民法第８９９条の２第１項）に即して論述するとともに、土地の共有者間における明渡請求の可否について検討することが求められる。

設問１（２）では、失踪宣告後取消前に「善意でした行為」（同法第３２条第１項後段）の効力について、その解釈を示した上で、いわば「わら人形」として善意者が介在させられた可能性があることなどの事実に即して論述することが求められる。

設問２は、銀行口座へ誤振込みがされた事案を題材として、三当事者間における不当利得の法律関係について問う問題である。

設問２（１）では、振込依頼人からの受取人に対する不当利得返還請求の可否について、誤振込みによっても預金債権が成立すること、受取人が預金債権を行使することができるか否かが問題となることなどを踏まえて論じることが求められる。

設問２（２）では、誤振込金が振り込まれた銀行口座から受取人が金銭を引き出し、これをその債権者に対する弁済に充てた場合において、振込依頼人からの当該債権者に対する不当利得返還請求が認められるかについて、いわゆる騙取金による弁済に関する判例（最判昭和４９年９月２６日民集２８巻６号１２４３頁）の考え方を参照するなどして論じることが求められる

## 第１　設問１⑴について

### １　ＣのＤに対する請求

⑴　本件では、問題文にあるとおり、「所有権に基づく乙土地の明渡請求」

| |
|---|
| 所有権に基づく請求の根拠<br>①原告の所有<br>②被告の占有 |

→本件では②は問題ない（D の占有）

→①はどうか？

実際の答案では、設問の多さ（４つあること）・書ける分量・時間と相談することになる。すべての論点を緻密に書くことはできないため、取捨選択を必ずする。

⑵　①原告（C）の所有について

取得原因は（A からの）相続であることは明らか。

→相続により取得したことを言うためには？

・A が所有していこと（もと所有）

・A が死亡したこと

→本件では失踪宣告により死亡したものとみなされる（31 条）

・相続したこと

→原則、法定相続分

→本件では、本件遺言書により、「遺産分割方法の指定」がある。

（最判平３・４・１９より引用。太字強調及び下線は筆者による。）

被相続人の遺産の承継関係に関する遺言については、**遺言書において表明されている遺言者の意思を尊重して合理的にその趣旨を解釈すべき**ものであるところ、遺言者は、各相続人との関係にあっては、その者と各相続人との身分関係及び生活関係、各相続人の現在及び将来の生活状況及び資力その他の経済関係、特定の不動産その他の遺産についての特定の相続人のかかわりあいの関係等各般の事情を配慮して遺言をするのであるから、**遺言書において特定の遺産を特定の相続人に「相続させる」趣旨の遺言者の意思が表明されている場合、当該相続人も当該遺産を他の共同相続人と共にではあるが当然相続する地位にあることにかんがみれば、遺言者の意思は、右の各般の事情を配慮して、当該遺産を当該相続人をして、他の共同相続人と共にではなくして、単独で相続させようとする趣旨のものと解するのが当然の合理的な意思解釈というべきであり、遺言書の記載から、その趣旨が遺贈であることが明らかであるか又は遺贈と解すべき特段の事情がない限り、遺贈と解すべきではない**。そして、右の**「相続させる」趣旨の遺言**、すなわち、特定の遺産を特定の相続人に単独で相続により承継させようとする遺言は、前記の各般の事情を配慮しての被相続人の意思として当然あり得る合理的な**遺産の分割の方法を定めるもの**であって、民

法９０８条（※注：現行の同条１項に相当する。）において被相続人が遺言で遺産の分割の方法を定めることができるとしているのも、**遺産の分割の方法として、このような特定の遺産を特定の相続人に単独で相続により承継させる**ことをも遺言で定めることを可能にするために外ならない。……（略）……このような遺言にあっては、遺言者の意思に合致するものとして、遺産の一部である当該遺産を当該相続人に帰属させる遺産の一部の分割がなされたのと同様の遺産の承継関係を生ぜしめるものであり、当該遺言において相続による承継を当該相続人の受諾の意思表示にかからせたなどの特段の事情のない限り、何らの行為を要せずして、被相続人の死亡の時（遺言の効力の生じた時）に直ちに当該遺産が当該相続人に相続により承継されるものと解すべきである。
（引用終わり）

## ２　D の反論

⑴　問題点の把握

899 条の２第１項に気付く必要があった。改正があったことを知っているかという点が問われた。

⑵　「相続させる」旨の遺言の承継

「相続させる」旨の遺言による承継については、対抗要件がなくても、他の共同相続人からの承継人に対抗できる、というのが、かつての判例だった。相続分についての相続と同じ解釈をされていた。

（最判平１４・６・１０より引用。太字強調及び下線は筆者による。）
特定の遺産を特定の相続人に「相続させる」趣旨の遺言は，特段の事情のない限り，何らの行為を要せずに，被相続人の死亡の時に直ちに当該遺産が当該相続人に相続により承継される。このように，**「相続させる」趣旨の遺言による権利の移転は，法定相続分又は指定相続分の相続の場合と本質において異なるところはない**。そして，法定相続分又は指定相続分の相続による不動産の権利の取得については，**登記なくしてその権利を第三者に対抗することができる**。したがって，本件において，被上告人は，本件遺言によって取得した不動産又は共有持分権を，登記なくして上告人らに対抗することができる。
（引用終わり）

しかし、現在は、899 条の２第１項により判例変更された。

（参照条文）民法８９９条の２（共同相続における権利の承継の対抗要件）
**相続による権利の承継は、遺産の分割によるものかどうかにかかわらず、次条及び第９０１条の規定により算定した相続分を超える部分については、登記、登録その他の対抗要件を備えなければ、第三者に対抗することができない。**
２　前項の権利が債権である場合において、次条及び第９０１条の規定により算定した相続分を超えて当該債権を承継した共同相続人が当該債権に係る遺言の内容（遺産の分割に

| より当該債権を承継した場合にあっては、当該債権に係る遺産の分割の内容）を明らかにして債務者にその承継の通知をしたときは、共同相続人の全員が債務者に通知をしたものとみなして、同項の規定を適用する。 |
|---|

→結論、法定相続分を超える部分は登記なくして対抗できないことになる（対抗要件の抗弁）。

→本件で書くのは難しいがは、再抗弁として、背信的悪意者の抗弁が考えられる。

177 条の議論と同じで、登記がないことを主張する正当な利益を要し、登記がないことの主張が信義に反する者（背信的悪意者）は、その利益を欠くから「第三者」に当たらない（判例）。

ＤがＢの偽造文書を知っていた場合は、登記がないことの主張は信義に反する。

そのため、Ｄが偽造文書を知っていた場合は、Ｃの請求が認められる可能性がある。

⑶　法定相続分を超えない部分は？

Ｃは、法定相続分を超えない部分は、登記なくして対抗できる。

∵単純に B は無権利者であり、その無権利者からの取得となる。

※但し、本件では**偽造文書**であることに注意

・登記権利者が全くの無権利である場合だけでなく、Ａが土地をＢ及びＣに二重譲渡し、Ｂが偽造文書を用いて先に登記を具備したという場合でも、その登記は無効とされている（最判昭５０・７・１５）。

・偽造文書による登記申請が受理されて登記を経由した場合に、その登記の記載が実体的法律関係に符合し、かつ、登記義務者においてその登記を拒みうる特段の事情がなく、登記権利者において当該登記申請が適法であると信ずるにつき正当の事由があるときは、登記義務者は右登記の無効を主張することができないものと解するのが相当である。（最判昭４１・１１・１８）

→結論として、偽造文書は無効なので、D は権利取得し得ないため、ＤからＣへの明渡請求や、Ｄの所有権確認訴訟では別論、本件ではＤの登記の有効性を論じる必要性はない。

## 第２　設問１⑵について

### １　ＡのＦに対する請求

失踪宣告の取消により、Ｂは、乙土地について無権利者、Ｂからの承継人Ｅも無権利者、Ｅからの転得者Ｆも無権利者となるのが原則。

### ２　Ｆの反論

32 条１項後段「善意でした行為」の解釈が問題となる。

「善意でした行為」というためには、法律行為をした当時、当事者双方が善意であったことを要する（判例）。

→本件では事実関係をしっかり書くことが重要。

Ｂ・Ｅ・Ｆのそれぞれの「善意 or 悪意」を事実に基づいて評価する必要があった。

・Ｂは、Ａから電話で聞いている。

・Ｆは、Ｂからその事実を電話で聞いている。

・法律行為の日付との前後にも注意（「法律行為をした当時」）※抜けがち

そのため、ＢＦが悪意であることはほぼ明らかで問題はなかったであろう。

※問題は、Ｅの善意をどう扱うかである。

①判例の考え方に純粋に沿えば、「双方善意」が要求され、問題とはならない。

②「善意」を第三者のみと考えると問題なる。

問題文からは、Ｅには、Ａの生存について知らないし（善意）、Ａの生存を確認する手段もなさそうで無過失ともいえそう。

善意・無過失の相手方からの転得者は全種の地位を承継し、主観を問わず権利取得できるのが原則である（絶対的構成）。

しかし、悪意の転得者が善意の受益者を藁人形の如く利用した場合は、取引の安全の保護に値せず、例外的に排除すべき。

## 第２　設問２(1)について

### １　ＧのＪに対する不当利得返還請求

⑴　不当利得返還請求の要件（703 条）
①「法律上の原因」、②「利益」、③「損失」④「因果関係」

### ２　各要件の検討

⑴　設問２(1)の論点となっていたのは「利益」と言えるかどうか。

（最判平成８年４月 26 日より引用。太字強調は筆者。）
**振込依頼人から受取人の銀行の普通預金口座に振込みがあったときは、振込依頼人と受取人との間に振込みの原因となる法律関係が存在するか否かにかかわらず、受取人と銀行との間に振込金額相当の普通預金契約が成立し、受取人が銀行に対して右金額相当の普通預金債権を取得するものと解するのが相当である。**けだし、前記普通預金規定には、振込みがあった場合にはこれを預金口座に受け入れるという趣旨の定めがあるだけで、受取人と銀行との間の普通預金契約の成否を振込依頼人と受取人との間の振込みの原因となる法律関係の有無に懸からせていることをうかがわせる定めは置かれていないし、振込みは、銀行間及び銀行店舗間の送金手続を通して安全、安価、迅速に資金を移動する手段であって、多数かつ多額の資金移動を円滑に処理するため、その仲介に当たる銀行が各資金移動の原因となる法律関係の存否、内容等を関知することなくこれを遂行する仕組みが採られているからである。
（引用終わり）

※民法 477 条も参照

弁済の規定であるが、「…権利を取得した時」がいつの時点を刺すのかは、当該預貯金契約の解釈に委ねられている。上記判例によれば、入金記帳がされた時点で弁済の効力が生じている。

→上記判例を踏まえると本来答案で表現した方がいいのは下記のようになるかと思われる。

一般に、規約上預金契約成立に原因関係を要せず、多数・多額の資金移動を安全、安価、迅速に処理する必要があるから、振込があったときは、振込依頼人と受取人との間に振込みの原因となる法律関係が存在するか否かにかかわらず、受取人は預金債権を取得する。
K 銀行が J 名義口座に 500 万円の入金処理を行った時に、J は、同額の預金債権を取得し、「受益」があるといえる。

※刑法から着眼すると、誤振込は、黙って引き出したら詐欺罪が成立するはず…引き出していいのか？引き出せないものに「受益」があると言えるのか。

①受取人が銀行に預金債権なし→詐欺罪成立
②受取人が銀行に預金債権あり→詐欺罪不成立（占有離脱物横領罪）
となるのが原則である。

しかし、刑法では有名な誤振込の判例（最判平成 15 年 3 月 12 日）は、刑法の謙抑制・民法従属性の考えに則り、②受取人が銀行に預金債権あること（民法の考えと一緒（最判平成 8 年 4 月 26 日））を前提に、「重要な事柄」「告知すべき信義則上の義務」があるから、払戻請求は、詐欺罪の欺罔行為に当たるとした。

⑵　その他の要件

・「損失」は、G の 500 万、「因果関係」は、本件誤振込によるため認定できる。

・少し迷いそうなのが「法律上の原因」

厳密にいえば、銀行振り込みの法的性質、「法律上の原因」の解釈等も書けるかもしれないが、紙面及び時間上の都合から考えれば、簡潔に書くべき問題であったと思われる。少なくとも設問 2⑵で「法律上の原因」「因果関係」が論点になりそうだと気づければ、設問 2⑴は簡潔な当てはめをするだけでよかったのでないか（私見）。

**第４　設問２(2)**

**１　ＧのＬに対する不当利得返還請求**

各要件については、設問２(1)と一緒。

本件の問題が騙取金判例であることは明らか

（最判昭４９・９・２６より引用。太字強調は筆者による。）

およそ**①不当利得の制度は、ある人の財産的利得が法律上の原因ないし正当な理由を欠く場合に、法律が、公平の観念に基づいて、利得者にその利得の返還義務を負担させるものである**が、いま**甲が、乙から金銭を騙取又は横領して、その金銭で自己の債権者丙に対する債務を弁済した場合**に、乙の丙に対する不当利得返還請求が認められるかどうかについて考えるに、**騙取又は横領された金銭の所有権が丙に移転するまでの間そのまま乙の手中にとどまる場合にだけ、乙の損失と丙の利得との間に因果関係があるとなすべきではなく**、甲が騙取又は横領した金銭をそのまま丙の利益に使用しようと、あるいはこれを自己の金銭と混同させ又は両替し、あるいは銀行に預入れ、あるいはその一部を他の目的のため費消した後その費消した分を別途工面した金銭によつて補填する等してから、丙のために使用しようと、**②社会通念上乙の金銭で丙の利益をはかつたと認められるだけの連結がある場合には、なお不当利得の成立に必要な因果関係があるものと解すべき**であり、また、**③丙が甲から右の金銭を受領するにつき悪意又は重大な過失がある場合には、丙の右金銭の取得は、被騙取者又は被横領者たる乙に対する関係においては、法律上の原因がなく、**不当利得となるものと解するのが相当である。

（引用終わり）

→騙取金の判例を確認すると、

→検討すると①は理解可能なものの、②③は理論的根拠ははっきりしない。

①不当利得の制度：財産的利得が法律上の原因ないし正当な理由を欠く場合に、法律が、公平の観念に基づいて、利得者にその利得の返還義務を負担させるもの

②因果関係の要件：社会通念上の利益をはかったと認められるだけの連結がある場合

→つまりどういうこと？

※　元々大審院の判例（大判大正８・１０・２０）では、受益と損失との間に「直接の因果関係」が必要であるとしていた。金銭の所有権は、特段の事情のない限り金銭の占有の移転と共に移転する（最判昭和２９・１１・５）ことからすれば、騙取金の所有権は騙取者に帰属するため、損失者と受益者には常に「直接の因果関係」はないことになる。

そこで、社会観念上利益をはかったと認められるだけの連結という基準を用いた。

深入りすると難しい理論的な話となるが、試験対策上のことを考えると明確な基準とはいえず、①の観点から利得と損失と考えるべき因果関係があるといえるかどうか

という観点から具体的事実に即して記載するしかないだろう。

③法律上の原因の要件：金銭を受領するにつき悪意又は重大な過失がある場合
→この要件どういうこと？

※ 騙取者に所有権が移るというのは、金銭の特殊性に基づく形式的な理由によるものであり、騙取された金銭は実質的にはなお、騙取されたものに帰属している。金銭の価値が動産である紙片または金属に化体したものであり、一種の有価証券としての性質を有すると考えると、少なくとも、有価証券と同様の流通の保護が図られるべきであるから、有価証券の善意取得（手形 77 条 1 項 1 号・16 条 2 項・小切手 21 条）の法意に鑑み、あるいはその趣旨を類推して、悪意または重過失でない限り、「法律上の原因」があると解される。要は、騙取金であることを知らず（善意又は軽過失）に受け取った人と、騙された人を比較考量して妥当な結論を導いているのではないか（私見）。

本件では、②③を検討してほしいことが、問題文の誘導で示されていたため、判断しやすかった。しかし、この部分の理論的な説明を書いていたらとてもじゃないが紙面・時間が足りるわけがないため、できるだけ頭を悩ませずに解答していくしかない。

②③の判断となる具体的事実を「しっかりと書き写して、評価をする」ことで点数が上がる司法試験・予備試験の問題の特徴的な論述問題のパターンで、点数の差が出やすいところであるので注意したい。

# 相続の効力等に関する見直しについて

## 1．見直しのポイント

相続させる旨の遺言等により承継された財産については，登記なくして第三者に対抗することができるとされていた現行法の規律を見直し，法定相続分を超える部分の承継については，登記等の対抗要件を備えなければ第三者に対抗することができないこととする。

## 2．現行制度

### 遺言の内容を知り得ない相続債権者等の利益を害する

（例）相続・遺贈により，長男が被相続人所有の不動産を取得することとされた場合

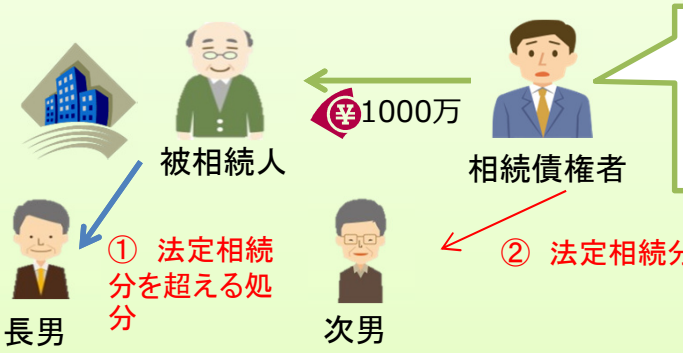


| ①の処分の類型 | 遺産分割 | 遺贈 | 相続させる旨の遺言（注） |
|---|---|---|---|
| ①と②の優劣 | 登記の先後 | 登記の先後 | 常に①が優先 |

上記の結論は，
・遺言の有無及び内容を知り得ない相続債権者・債務者等の利益を害する
・登記制度や強制執行制度の信頼を害するおそれがある。

（注）相続させる旨の遺言による権利の承継は，登記なくして第三者に対抗することができる（判例）

## 3．制度導入のメリット

改正後の規律

相続させる旨の遺言についても，**法定相続分を超える部分については**，登記等の対抗要件を具備しなければ，債務者・第三者に対抗することができない。

改正後の①と②の優劣

| ①の処分の類型 | 遺産分割 | 遺贈 | 相続させる旨の遺言 |
|---|---|---|---|
| ①と②の優劣 | 登記の先後 | 登記の先後 | 登記の先後 |

**遺言の有無及び内容を知り得ない相続債権者・債務者等の利益や第三者の取引の安全を確保**※登記制度や強制執行制度の信頼を確保することにもつながる

# 民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律
# 法務局における遺言書の保管等に関する法律

法務省民事局　平成30年11月

## 検討経緯

平成２５年９月　　嫡出でない子の相続分についての最高裁違憲決定
平成２５年１２月　　上記決定を踏まえた民法改正
→　国会審議等において，民法改正が及ぼす社会的影響に対する懸念や配偶者の保護の観点からの相続法制の見直しの必要性等について問題提起
平成２６年１月～平成２７年１月　相続法制検討ＷＴにおける検討（法務省）

## 審議経過

平成２７年２月　　法務大臣による諮問
平成２７年４月　　部会における調査審議開始
平成２８年６月　　中間試案（決定）
平成２８年７月～９月末日　パブリックコメント（中間試案）
平成２９年７月　　追加試案（決定）
平成２９年８月～９月２２日　パブリックコメント（追加試案）
平成３０年１月１６日　部会（第２６回会議）における要綱案決定
平成３０年２月１６日　総会における要綱決定・法務大臣への答申
**平成３０年７月６日　参議院本会議において法案の可決・成立**
**（７月１３日　公布）**

## 改正法の骨子

### 第１　配偶者の居住権を保護するための方策

**１　配偶者短期居住権の新設**　新民法1037条-1041条関係
配偶者が相続開始の時に遺産に属する建物に居住していた場合には，遺産分割が終了するまでの間，無償でその居住建物を使用できるようにする。

**２　配偶者居住権の新設**　新民法1028条-1036条関係
配偶者の居住建物を対象として，終身又は一定期間，配偶者にその使用を認める法定の権利を創設し，遺産分割等における選択肢の一つとして，配偶者に配偶者居住権を取得させることができるようにする。

### 第２　遺産分割等に関する見直し

**１　配偶者保護のための方策（持戻し免除の意思表示推定規定）**　新民法903条④関係
婚姻期間が20年以上の夫婦間で，居住用不動産の遺贈又は贈与がされたときは，持戻しの免除の意思表示があったものと推定し，被相続人の意思を尊重した遺産分割ができるようにする。

**２　遺産分割前の払戻し制度の創設等**　新民法909条の2関係
相続された預貯金債権について，生活費や葬儀費用の支払，相続債務の弁済などの資金需要に対応できるよう，遺産分割前にも払戻しが受けられる制度を創設する。

**３　遺産の分割前に遺産に属する財産を処分した場合の遺産の範囲**
相続開始後に共同相続人の一人が遺産に属する財産を処分した場合に，計算上生ずる不公平を是正する方策を設ける。　新民法906条の2関係

### 第３　遺言制度に関する見直し

**１　自筆証書遺言の方式緩和**　新民法968条関係
自筆でない財産目録を添付して自筆証書遺言を作成できるようにする。

**２　遺言執行者の権限の明確化**　新民法1007条,1012条-1016条関係

**３　公的機関（法務局）における自筆証書遺言の保管制度の創設**　（遺言書保管法）

### 第４　遺留分制度に関する見直し

遺留分減殺請求権の行使によって当然に物権的効果が生ずるとされている現行の規律を見直し，遺留分権の行使によって遺留分侵害額に相当する金銭債権が生ずるものとしつつ，受遺者等の請求により，金銭債務の全部又は一部の支払につき裁判所が期限を許与することができるようにする。　新民法1042条-1049条関係

### 第５　相続の効力等に関する見直し

相続させる旨の遺言等により承継された財産については，登記等の対抗要件なくして第三者に対抗することができるとされていた現行法の規律を見直し，法定相続分を超える権利の承継については，対抗要件を備えなければ第三者に対抗することができないようにする。　新民法899条の2関係

### 第６　相続人以外の者の貢献を考慮するための方策

相続人以外の被相続人の親族が，被相続人の療養看護等を行った場合には，一定の要件のもとで，相続人に対して金銭請求をすることができる制度（特別の寄与）を創設する。　新民法1050条関係

特別の寄与の制度創設に伴い，家庭裁判所における手続規定（管轄等）を設ける。　新家事事件手続法216条の2-216条の5関係

## ○　施行期日

2019年（平成31年）7月1日（原則）

ただし，　第3の1　2019年（平成31年）1月13日
第1　2020年（平成32年）4月　1日
第3の3　2020年（平成32年）7月10日

*昭和55年以来約40年ぶりの大幅見直し*

2025 年 3 月 19 日　B ゼミ民法

# 最優秀答案

回答者　M・H さん

[設問 1]

1.小問(1)についての C の明渡請求について

(1)C は D に対して、A に失踪宣言(民法 30 条)がなされ、令和 3 年 4 月 1 日未明に沈没した船の中に在った者である事から、死亡者とみなされる(民法 31 条)事となり、令和 4 年 9 月 14 日に遺言書の検認も適法に行われている事から自己の相続分を主張し、乙土地の所有権を主張する(896 条、985 条 1 項)と考える。

(2)一方、D は法定相続分を超える部分については、登記を備えなければ第三者に対抗できない(899 条 2 項)との反論が考えられる。乙土地の 1/2 を超える部分について C の法定相続分(900 条 1 項)を超えるため、D に対抗できない。D は乙土地の共有部分を有する事となり、その全部について使用する事が可能である(249 条 1 項)から、C の明渡請求は認められない。

2.小問(2)A の F に対する所有権に基づく土地明渡請求について

(1)A の所有権に基づく土地明渡請求に対して、F からは失踪宣告、相続を経て土地を有効に所得している権利者 B から売買により(555 条)E、F へと所有権が移転しているとの反論が考えられる。

これに対し、A は本人から失踪宣言が取消され、(32 条 1 項前段)(121 条)ており、F は乙土地の所有権は取得できないと主張すると考えられる。

(3)これに対する F の再反論として、E は「善意」(32 条 1 項)の「善意」者であり、善意の受益者からの転得者は保護される事から所有権取得を主張する事が考えられる。

判例は「善意」(32 条 1 項)とは受益者・取得者双方の善意を求める。失踪宣告の取消は失踪者保護のための規定であり、できる限り静的安全を保護すべき事を理由とする。これを本問においてみると、E は「善意」であるものの、B は A の生存を知っており、BE 間の取引を双方善意の行為ととらえる事はできない。

また F も悪意である事により権利取得は認められない。

したがってＡのＦに対する請求は認められると解する。

[設問 2]

1.小問(1)について、Ｇの Ｊに対する不当利得返還請求(703 条、704 条)について

不当利得返還請求の要件は①利得の発生②損失③因果関係④法律上の原因がないことである。

これを本問についてみると①J は誤振込により K 銀行に対し 500 万円の普通預金債権を取得した事から利得が発生している。②G は I 銀行から 500 万の払戻しを受けれない事から損失もある。③J と G との関係は本件振込の誤りに生じた損失と利得の関係であり因果関係が認められる。④法律上の原因がない事については、そもそも本件が誤振込である事から 500 万円の資金移動を正当化する事ができず、そこに法律上の原因があると認める事はできない。

よって、Ｇの Ｊに対する不当利得返還請求は認められると解する。

2.小問(2)について、Ｇの Ｌに対する不当利得返還請求は認められるか。前述の不当利得の要件に基づき検討する。

①L は誤振込により得た 500 万円を受領している事から利得が発生し②G は損失を受けている③因果関係について、誤振込がなければＬへの返済が不可能であった事から、これを認める④法律上の原因がない事について、L は誤振込で金銭を取得した事につき悪意であり、Ｇとの間で法律上の原因はないと言える。

一方、Ｌの反論①は上期③の因果関係を否定するものであるが、ここ数年間残高 0 円の J 口座から、500 万円の誤入金により返済したものと考えるのが社会通念上相当であると解されるため、これを認める事はできない。またＬの反論②についても Ｌは誤振込の事情、他人の金銭である事を知っている事から法律上の原因はなく、これを認める事はできない。

以上から、Ｇの Ｌに対する請求は認められると解する。

以上

# 最優秀答案　M・Hさん

表　試験科目　民法

【設問1】

1. 小問(1)についてのCの明渡請求について　2/4

(1) CはDに対して、Aに失踪宣告（民法30条）がなされ、令和3年4月1日未明に沈没した船舶の中に在った者である事から死亡者とみなされる（民法31条）事となり、令和4年9月14日に遺言書の検認も適法に行われている事から自己の相続分を主張し、乙土地の所有権を主張する（896条、985条1項）と考える。に基づきDに明渡請求

(2) 一方、Dは法定相続分を超える部分については登記を備えなければ第三者に対抗できない（899条の2 1項）との反論が考えられる。乙土地の1/2を超える部分についてCの法定相続分（900条1項）を超えるため、Dに対抗できない。Dは乙土地の共有持分を有する事となり、その全部について使用する事が可能である（249条1項）から、Cの明渡請求は認められない。　5/6　1/1

2. 小問(2) AのFに対する所有権に基づく土地明渡請求について

(1) Aの所有権に基づく土地明渡請求に対して、Fは失踪宣告、相続を経て土地を有効に所得している権利者Bから売買により（555条）E、Fへと所有権が移転しているとの反論が考えられる。

これに対し、Aは本人から失踪宣告が取消され（32条1項前段）（121条）ており、Fは乙土地の所有権は取得できないと主張すると考えられる。

(3) これに対するFの再反論として、Eは「善意」（32条1項）の「善意」者であり、善意の受益者からの転得者は保護される事から所有権取得を主張する事が考えられる。

判例は「善意」（32条1項）とは、受益者・転得者双方の善意を求める~~[illegible]~~。失踪宣告の取消は失踪者保護のための規定であり、できる限り静的安全を保護すべき事を理由とする。これを本問においてみると、Eは「善意」であるものの、BはAの生存を知っており、BE間の取引を双方善意の行為ととらえる事はできない。

また、Fも悪意である事より、権利取得は認められない。

したがってAのFに対する請求は認められると解する。　3/5　1/1

【設問2】

1. 小問(1)について、GのJに対する不当利得返還請求（703条、704条）について

不当利得返還請求の要件は①利得の発生②損失③因果関係④法律上の原因がないことである。

これを本問についてみると①Jは誤振込により　4/4

民法1頁　民法2頁

明治大学法曹会　司法試験予備試験答案練習会

明治大学法曹会　司法試験予備試験答案練習会　講師　弁護士　佐竹　勇祐　質問　74satake.yusuke@gmail.com　2023.5.18実施　Bゼミ用

コンパクトすぎる感はありますが、実際本番ではこの程度になるのは否めません。もう一歩説明を入れられたらなおよしという所です。

判例が言っていて、これが妥当なのかどうかは示す必要があります。判例を土台に自分が示す規範に示すならOKです。で判例を根拠を書けという問題ではないので、書き方に注意するとよいです。

本件遺言の効果（その解釈）について設問したかったです。①「相続させる」旨の遺言 ②なぜ判例があるのか ③その解釈は何故でダイレクトに解決できるのかを理解しておきましょう。

8/11

言いたいことは合っていると思いますが、①AのFに対する請求 → ②Fの反論 の順番です。
①Aは、宣告して取消たから オレのものだ！
②Fは、売買で手に入れた「善意」だ！
となるはずです。

3/5

7/11

明治大学法曹会　司法試験予備試験答案練習会
講師：弁護士　佐竹　勇祐
質問　74satake.yusuke@gmail.com
2025.3.19実施　Bゼミ 民法

K銀行に対し500万円の普通預金債権を取得した事から利得が発生している。②Gは I銀行から500万の払戻しを受けれない事から損失もある。③JとGとの関係は本件振込の誤りに生じた損失と利得の関係であり因果関係が認められる。④法律上の原因がない事については、そもそも本件が誤振込である事から、500万円の資金移動を正当化する事ができず、そこに法律上の原因があると認める事はできない。

よって、GのJに対する不当利得返還請求は認められると解する。 1/1

2、小問（2）について、GのLに対する不当利得返還請求は認められるか。前述の不当利得の要件に基づき検討する。

①Lは誤振込により得た500万を受領している事から利得が発生し、②Gは損失を受けている。③因果関係について、誤振込がなければLへの返済が不可能であった事から、これを認める。④法律上の原因がない事について、Lは誤振込で~~ある~~金銭を取得した事につき悪意であり、Gとの間で法律上の原因はないと言える。

一方、Lの反論①は上記③の因果関係を否定するものではあるが、Jは数年間残高0円のJ口座から500万の誤入金により返済したものと考えるのが社会通念上相当であると解されるため、これを認める事はできない。





またLの反論②についてもLは誤振込の事情、他人の金銭である事を知っている事から法律上の原因はなく、これを認める事はできない。

以上から、GのLに対する請求は認められると解する。 1/1

以上

全体的に問題文に対する問いには答えられている答案でした。

誤振込の判例は○○と言っています。本件においてはなると「…」という部分は書き方に注意が必要かと思いましたので確認して下さい。

文章としては論理的な形で書かれていて読みやすい印象を受けました。

この調子で頑張って下さい。

佐竹





10/11　5/6　2/2　5/6　8/11　3/4　26/50